別記様式第２号（第５条関係）

出荷制限期間指示書

年　　月　　日

指示に係る動物の所有者又は
管理者の住所及び氏名

獣医師の住所及び氏名　　印

動物用医薬品及び医薬品の使用の規制に関する省令第５条の規定に基づき、下記のとおり指示する。

記

1　指示に係る動物の種類及び頭羽尾数
2　指示に係る動物の名号、性、年齢又は特徴
3　指示年月日及び出荷制限期間

指示年月日	食用に供するために出荷してはならない期間	
	動物	生産物
年　月　日	月　日まで	月　日（時）まで

4　参考事項

備考

1　指示に係る動物の名号、性、年齢又は特徴の欄には、指示に係る動物の個体又は集団が特定できるよう必要な事項を記載すること。
2　参考事項の欄には、獣医師がやむを得ない事由により、その直接の指揮監督の下にその診療に係る動物の所有者又は管理者に動物用医薬品を投与させる場合に、当該動物用医薬品の品名、用法及び用量並びに当該動物用医薬品を投与すべき時期を記載すること。

附　則

（施行期日）

第一条　この省令は、公布の日から起算して六月を経過した日から施行する。

（経過措置）

第二条　この省令の施行前にしたこの省令による改正前の動物用医薬品の使用の規制に関する省令（以下「旧省令」という。）第一条に規定する医薬品（次条において「医薬品」という。）の使用に係る法第八十三条の四第一項の使用者が遵守すべき基準については、なお従前の例による。

第三条　この省令の施行前に旧省令第四条の規定に基づき行われた医薬品の使用に係る措置については、なお従前の例による。

第四条　この省令の施行の際現にこの省令による改正前の様式（以下「旧様式」という。）により使用されている書類については、なお従前の例による。

第五条　この省令の施行の際現に存する旧様式による用紙については、当分の間、これを取り繕って使用することができる。

第六条　この省令の施行後六月を経過する日までの間に、販売し、授与し、又は販売若しくは授与の目的で貯蔵し、若しくは陳列する動物用医薬品に係る動物用医薬品等取締規則（平成十六年農林水産省令第百七号）第百七十一条第七号及び第百七十六条第四号で定める事項の記載については、なお従前の例によることができる。

第七条　この省令の施行前にした行為及びこの附則の規定によりなお従前の例によることとされる事項に係るこの省令の施行後にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。